輸入相談申込書【ＦＡＸ：０４７６－３２－６７２０】

送付先：成田空港検疫所 食品監視課 輸入食品相談指導室　行き
※印は、必ずご記入ください。

相 談 者	※□輸入者　□その他（　　）		
会 社 名	※		
担当者名	※		
所 在 地			
Ｔ Ｅ Ｌ	※	Ｆ Ａ Ｘ	
食品等の輸入経験の有無（有の場合は、輸入経験のある品名）※ □有（　　）　□無			

相談品目	※□食品　□添加物　□器具　□容器包装　□おもちゃ		
品　　名	※（商品分類など）		
生 産 国	※		
製 造 者	※		
保管方法	□常温　□定温（　　℃）　□冷蔵　□冷凍		
使用用途	□小売り　□製造原料用　□業務用　□その他（　　）		
包装形態		内 容 量	
喫食方法			
輸入予定	□成田空港（□航空貨物　□手荷物　□外国郵便） □そ の 他（　　）　　年　　月頃予定		

提出資料	食品・添加物　□商品説明書（□原材料表　□製造工程表　□表示見本） □検査成績書　□サンプル品　□その他（　　） --- 器具・容器包装・おもちゃ □材質に関する書類（□カタログ　□商品説明書　□部品展開図） □検査成績書　□その他（　　）
面談日時	第一希望：　　月　　日　　時　第二希望：　　月　　日　　時
相談内容	□輸入手続き　□輸入時の検査体制　□届出書の記載方法 具体的な相談内容（疑問点、不明点）をご記入下さい。

輸入相談申込の留意事項

【輸入者による自主的な衛生管理の実施】

輸入者を含む食品等事業者は、食品安全基本法第８条第１項において、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有しています。

また、食品衛生法第３条第１項において、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【輸入相談】

輸入相談は、上述の輸入者による自主的な衛生管理の推進を図ることを目的として、食品等の輸入を検討している食品等事業者の皆様に対し、事前に食品等の安全性確保に係る知識及び技術の習得に関して助言を行っています。

このため、輸入相談は、事前の承認・認証や届出の事前審査（届出可否の判断、検査の指導、書類の点検）ではありません。また、自ら食品等の安全性を確認した結果、疑問点、不明点が認められず、問題ないと判断した場合は、輸入相談の必要はありません。

問い合わせ先
成田空港検疫所 食品監視課 輸入食品相談指導室
ＴＥＬ：０４７６－３２－６７２８
ＦＡＸ：０４７６－３２－６７２０

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）
08:30～12:00／13:00～17:15